

発議第 3 号

香芝市議会改革推進調査特別委員会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 1 項及び香芝市議会委員会条例（平成 4 年 3 月 25 日条例第 14 号）第 5 条第 1 項の規定により、香芝市議会改革推進調査特別委員会を設置する。

令和 3 年 4 月 13 日提出

提出者

香芝市議会議員

中 谷 一 輝

賛成者

香芝市議会議員

河	杉	博	之
中	川	廣	美
小	西	高	吉
中	村	良	路
中	山	武	彦
川	田		裕
下	村	佳	史
上	田井	良	二
芦	高	清	友
木	下	充	啓
眞	鍋	亜	樹
清	川	希	代子

香芝市議会改革推進調査特別委員会の設置について

香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定により、香芝市議会改革推進に関する調査を行うため、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名 称 香芝市議会改革推進調査特別委員会
2. 委員の定数 6人
3. 設置の根拠 香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定に基づくものである。
4. 調 査 事 項
 - (1) 議会権能強化に関すること
 - (2) 付託議案に関すること
 - (3) 政務活動費に関すること
 - (4) 議会及び委員会のライブ配信に関すること
 - (5) その他
5. 調 査 期 限 香芝市議会改革推進調査特別委員会は、調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

令和3年4月 13日